

# 国際比較からみた日本の障害者政策 の位置づけ

平成22年度全国知的障害関係施設長等会議

2010年7月6日(火)

第4分科会

「障がい福祉のゆくえ」～新たな地域生活支援の構築に向けて～

勝又幸子

(情報調査分析部部長)



国立社会保障・人口問題研究所

# OECD社会支出の定義

- 公的および私的給付で、財政的な拠出の目標を、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯の状況を向上させるためとしている制度。
- 給付や拠出には、特定の財・サービスにたいする直接支払も個人契約・個人移転も含まれないものとする。社会給付は現金給付または財やサービスの直接(現物)給付である。
- 社会給付は制度枠組みの中で支給される給付のみを範囲とするため、世帯間やインフォーマルな関係の中で交換される移転は、社会的性質を有するとはいえ、この限りではない。

# つづき OECD社会支出の定義

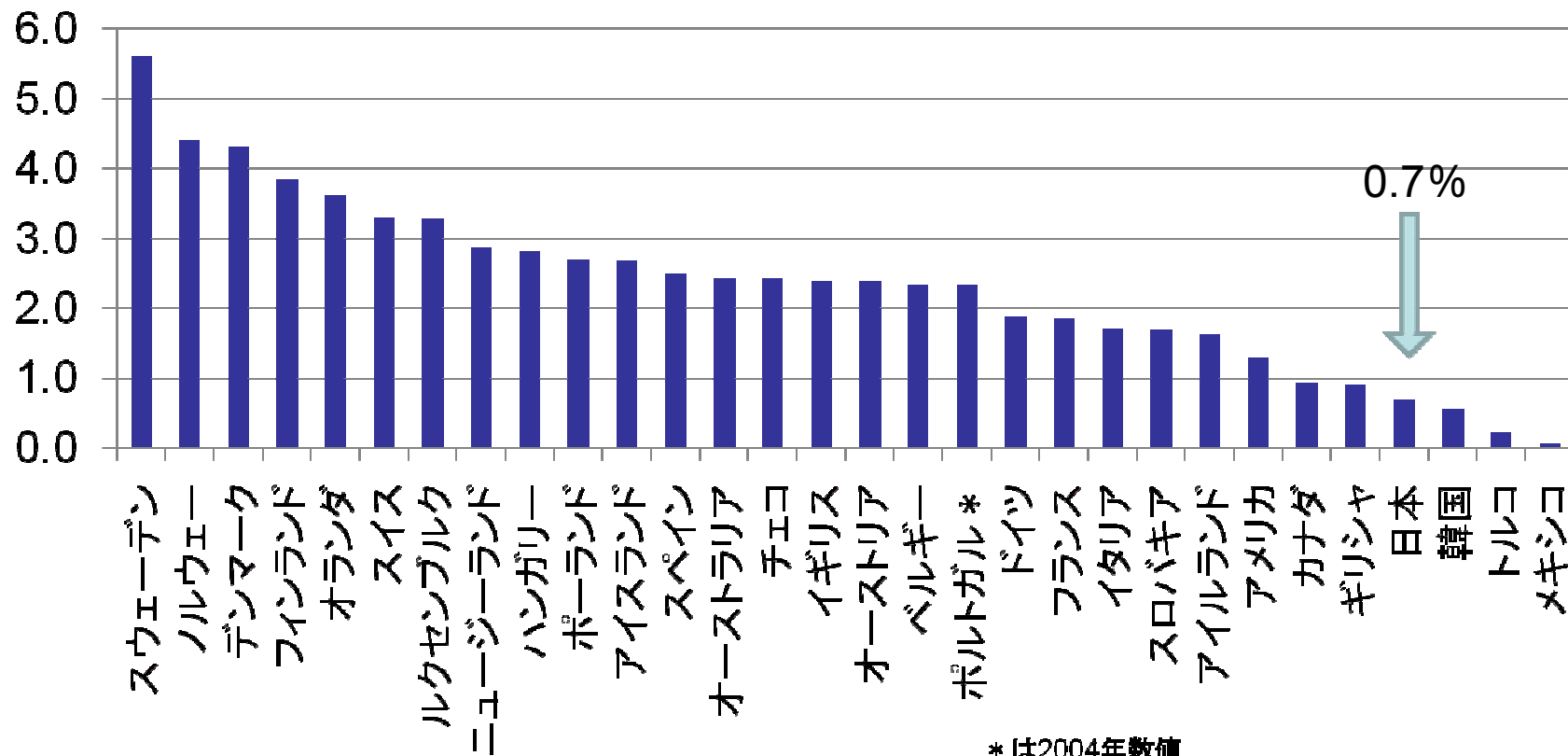
- 社会的援助とは、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯を対象とする、公的・私的制度による給付や金銭的援助である。
- なにが社会的でなにが社会的でないかの判断は、その給付の目的とその制度が個人間の再分配をどの程度行っているかによる。

# 政策分野別支出

OECD政策分野別	支出の種類・目的
高齢	退職によって労働市場から引退した人
遺族	被扶養者である配偶者その独立前の子ども
障害、業務災害、傷病	業務災害補償・障害者福祉・障害年金等
保健	傷病の治療にかかる費用
家族	家族の支援
積極的労働政策	社会的支援で労働者の就労を保障
失業	失業中の所得を保障
住宅	公的住宅・住居手当等
生活保護その他	上記以外の社会的給付

# OECD障害・業務災害・傷病の 対GDP比率(%)2005年

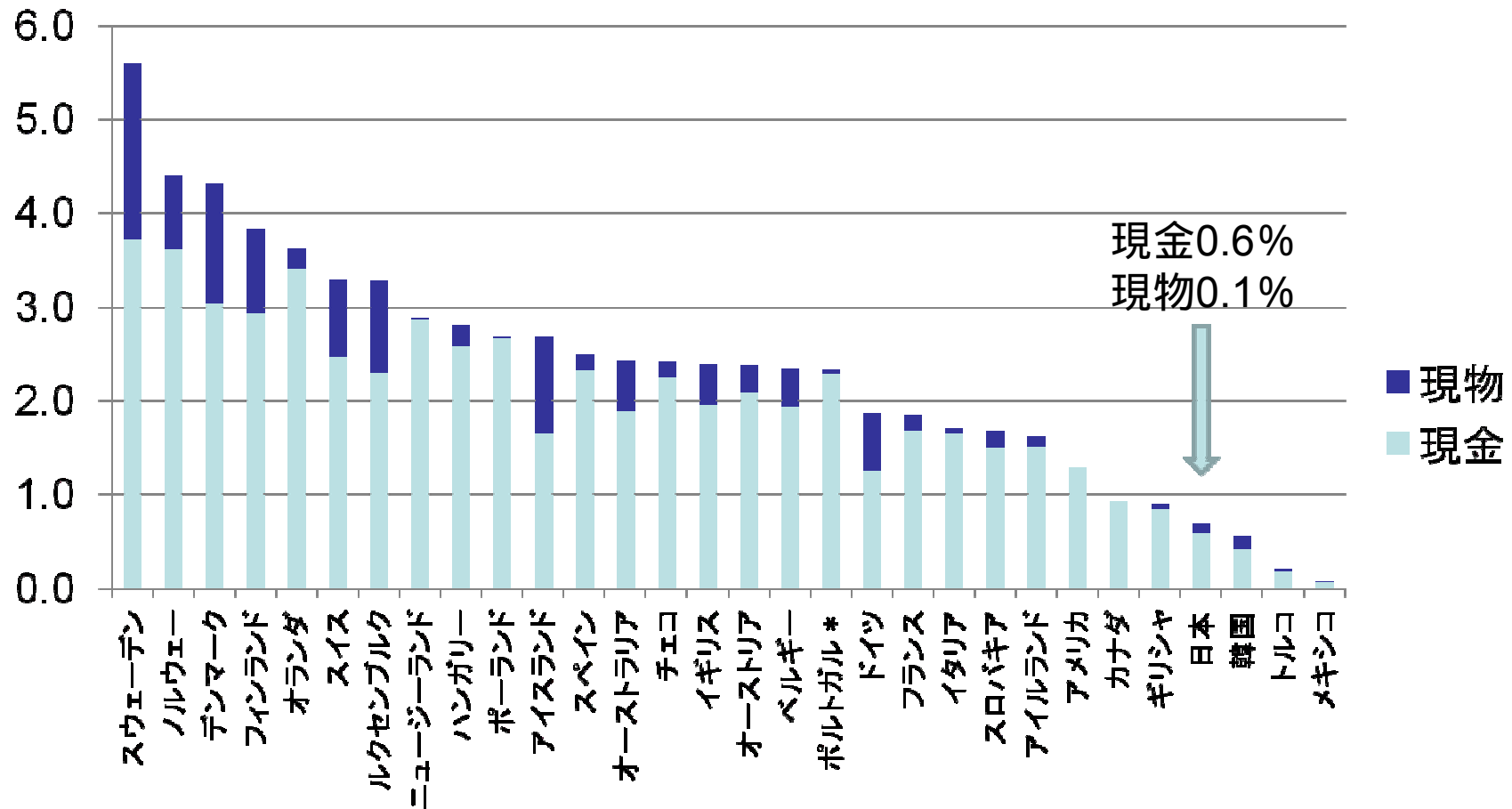
## 公的支出



# OECD政策分野別「障害」支出

- 障害+業務災害+傷病
- 現金：年金と一時金(手当)ただし、特別児童扶養手当、生活保護他人介護加算は含まない
- 現物(サービス)：障害者自立支援給付(ただし、積極的労働市場政策支出と保健支出は含まない)介護保険サービス含まない

# OECD障害・業務災害・傷病の 対GDP比率(%)2005年 現金と現物



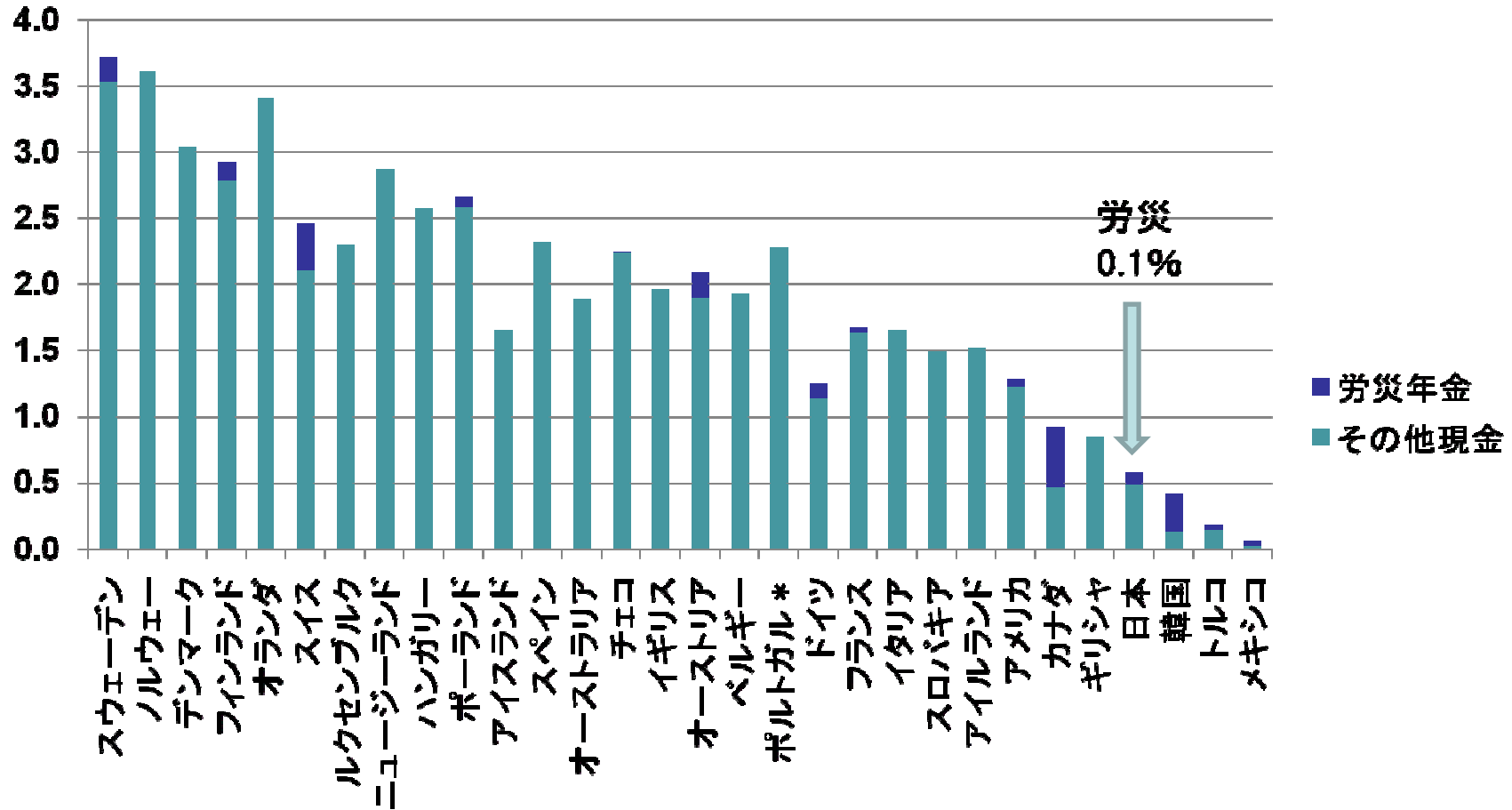
# 対GDP比(%) 2005年

現金	現物
障害年金	在宅ケア/ホームヘルプサービス
障害年金(労災)	リハビリテーション
傷病手当金(労災)	その他の現物給付
傷病手当金	
その他の現金給付	

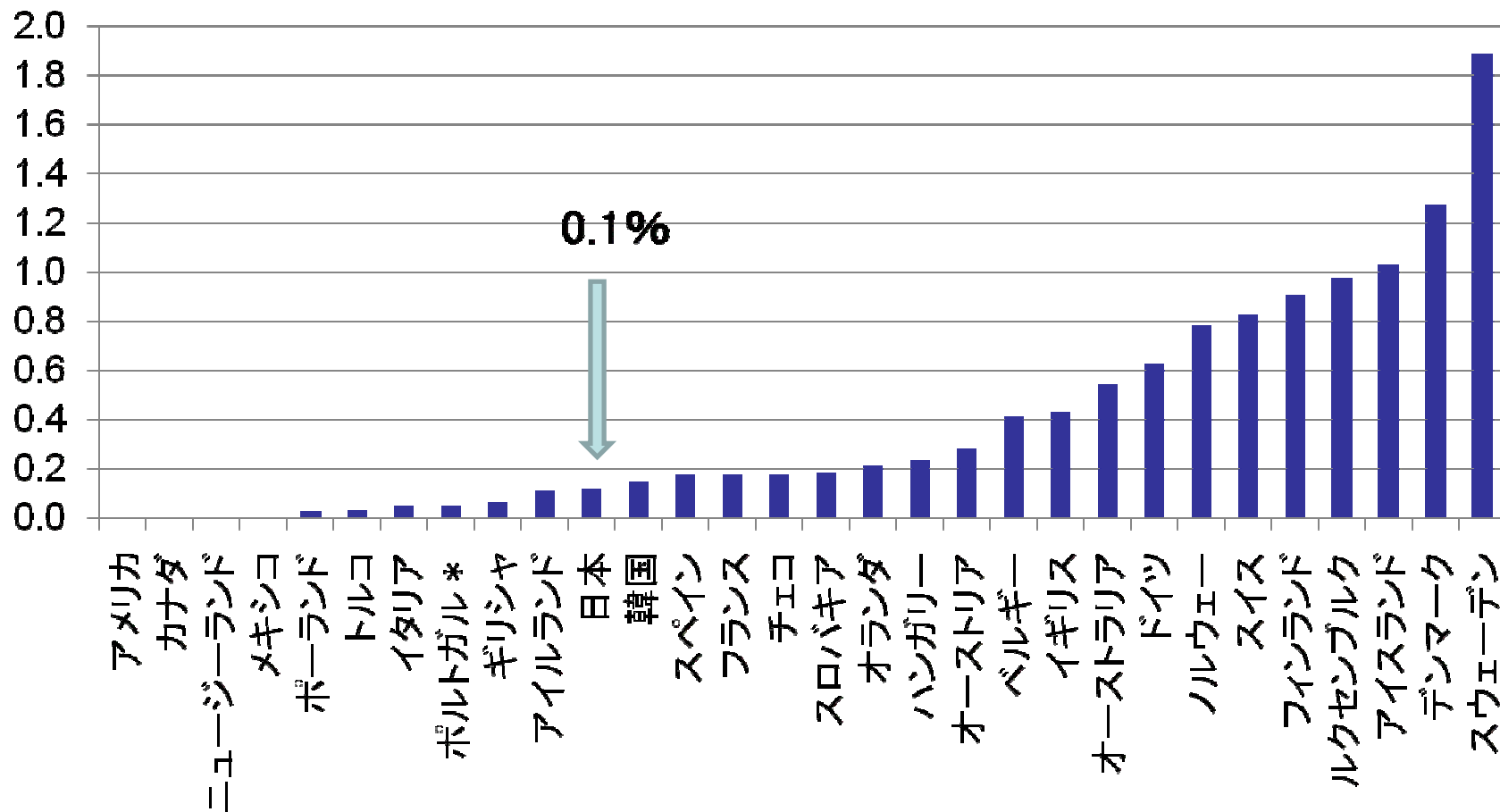
	現金	現物
スウェーデン	3.7	1.9
ノルウェー	3.6	0.8
デンマーク	3.0	1.3
フィンランド	2.9	0.9
オランダ	3.4	0.2
スイス	2.5	0.8
ルクセンブルク	2.3	1.0
ニュージーランド	2.9	0.0
ハンガリー	2.6	0.2
ポーランド	2.7	0.0
アイスランド	1.7	1.0
スペイン	2.3	0.2
オーストラリア	1.9	0.5
チェコ	2.2	0.2
イギリス	2.0	0.4
オーストリア	2.1	0.3
ベルギー	1.9	0.4
ポルトガル*	2.3	0.1
ドイツ	1.3	0.6
フランス	1.7	0.2
イタリア	1.7	0.1
スロバキア	1.5	0.2
アイルランド	1.5	0.1
アメリカ	1.3	a
カナダ	0.9	a
ギリシャ	0.8	0.1
<b>日本</b>	<b>0.6</b>	<b>0.1</b>
韓国	0.4	0.1
トルコ	0.2	0.0
メキシコ	0.1	0.0



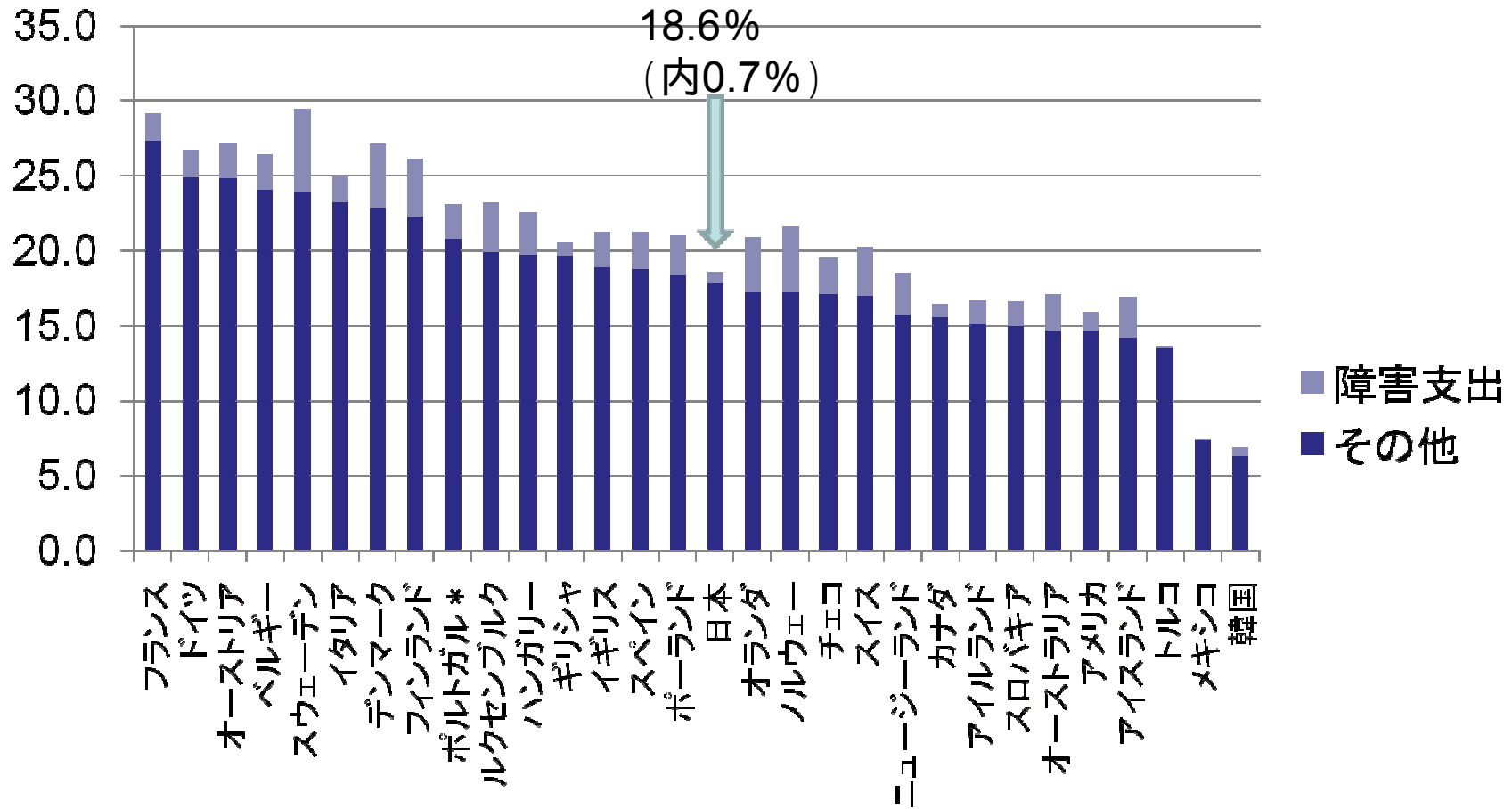
# 現金給付に占める労災年金の規模



# 現物給付対GDP比率比較



# 公的社会支出と障害支出対GDP比(%)



# Disability 対GDP比%(2006年)

TSB(総社会保護支出に占める障害の割合)EUROSTATより

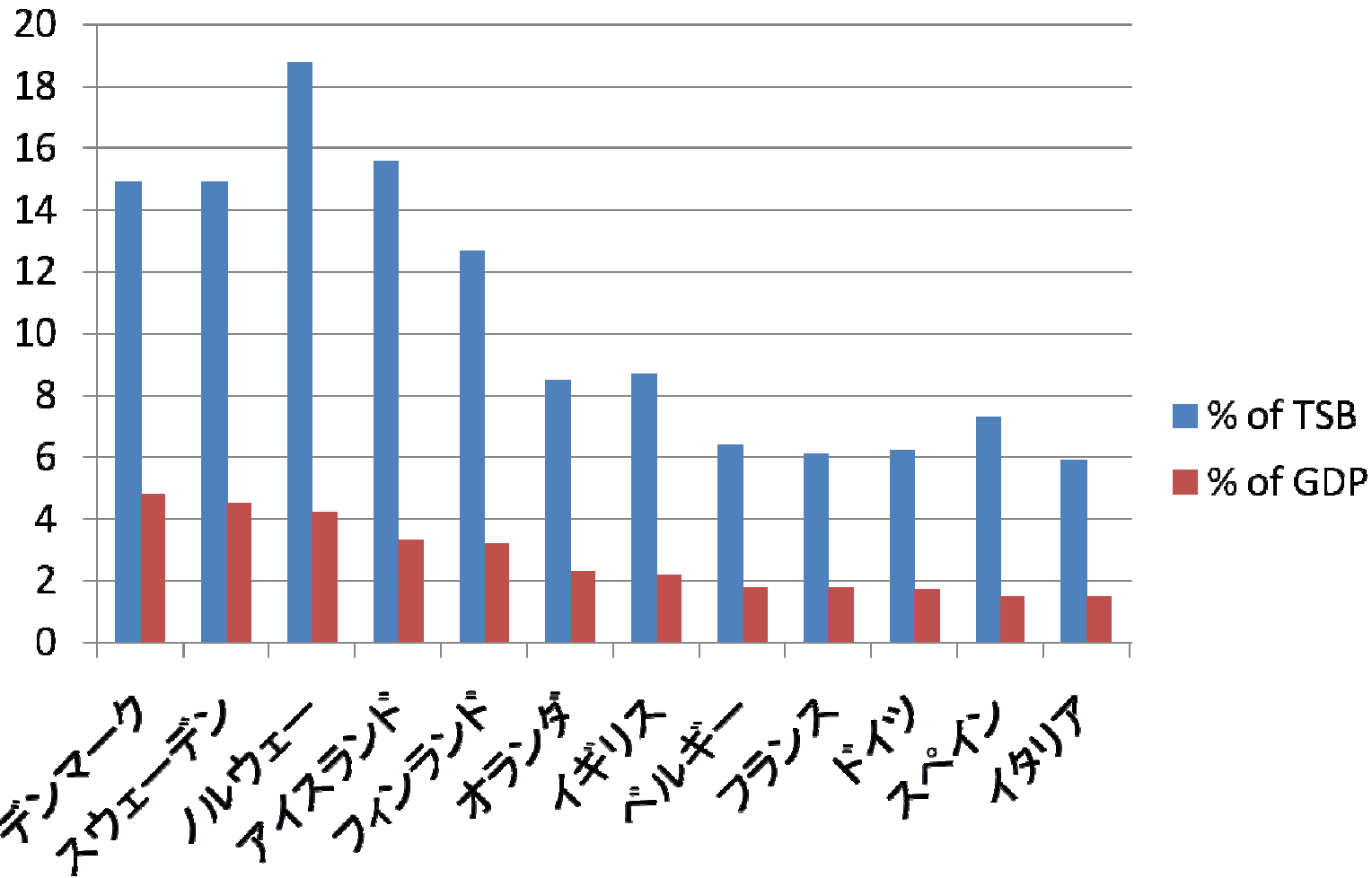
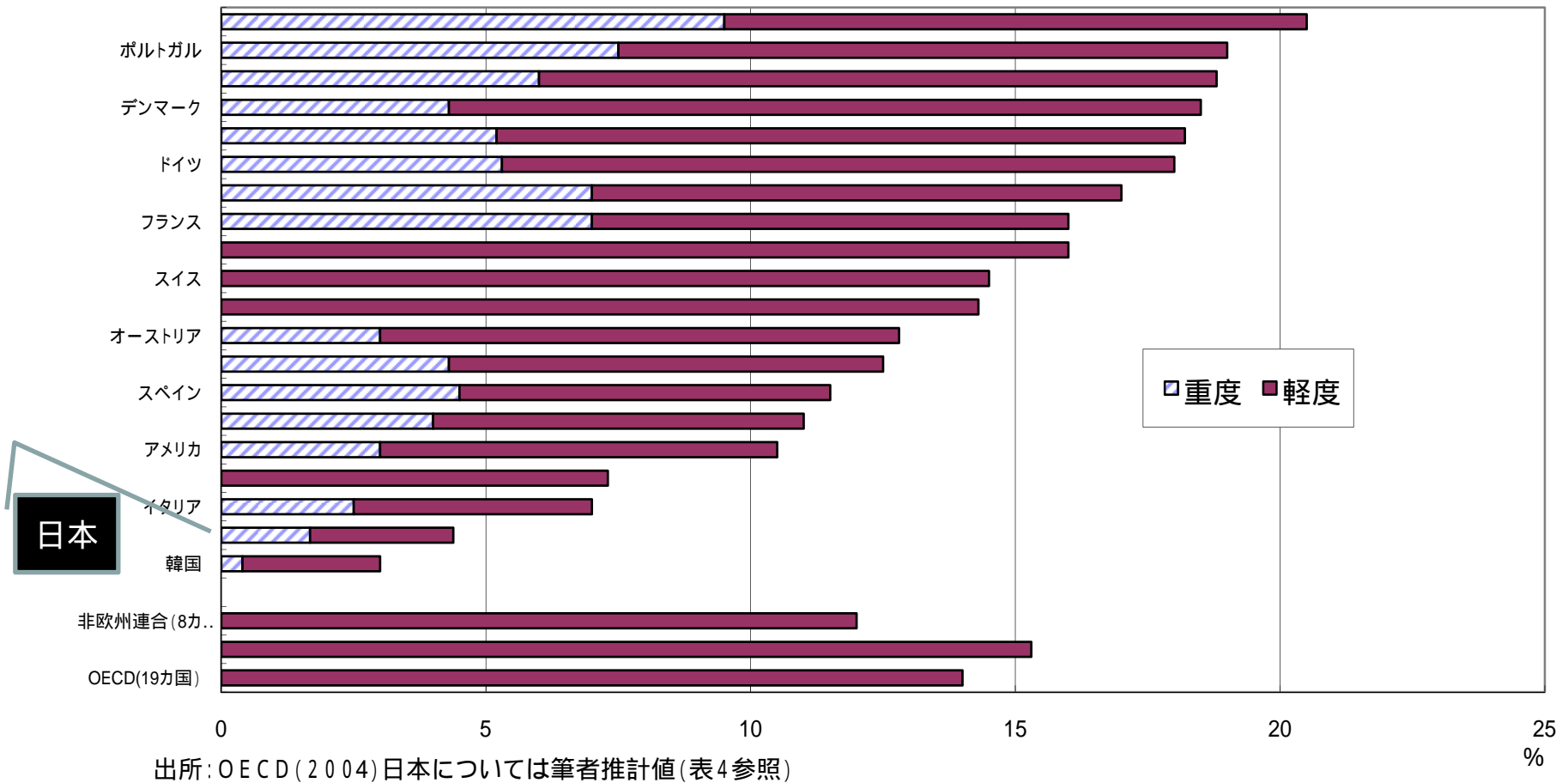


図1 平均障害者率は14%、内3分の1は重度障害

1990年代後半における20～64歳における、障害者数の割合



# 障害者割合(20~64歳人口に占める)

表 障害者割合(20~64歳人口)	
	%
	障害者率
スウェーデン	20.5
ポルトガル	19.0
オランダ	18.8
デンマーク	18.5
イギリス	18.2
ドイツ	18.0
ノルウェー	17.0
カナダ	16.0
フランス	16.0
スイス	14.5
ポーランド	14.3
オーストリア	12.8
オーストラリア	12.5
スペイン	11.5
ベルギー	11.0
アメリカ	10.5
メキシコ	7.3
イタリア	7.0
日本	4.4
韓国	3.0
OECD(19カ国)	14.0
欧州連合(11カ国)	15.3
非欧州連合(8カ国)	12.0

# 障害者の割合のデータ

1. OECDの研究は稼働年齢(20~64歳)に占める障害者割合と障害程度(重度・軽度)別に示している。
2. 基礎データは単一の統計調査ではない。EUの家計研究パネルデータ、USA,SIPP(Survey of Income and Program Participation) その他
3. 自己申告による障害指標「6ヶ月以上続いている(または続くと予想される)健康上の問題または障害をもっているか」という設問に「ある」と応えた人。NBERの先行研究(2000)で自己申告はSSAの障害年金アセスメントと整合的との計量分析がある。

# 日本データ(推計方法)

	重度	軽度	合計
知的障害者	0.1%	0.2%	0.3%
身体障害者	1.0%	0.5%	1.6%
精神障害者	0.5%	2.0%	2.5%
合計	1.7%	2.7%	4.4%

(注)知的障害者と精神障害者については平成17年身体障害者については平成18年を基礎として計算。

知的障害者:「平成17年度知的障害児(者)基礎調査結果の概要」より、最重度及び重度を重度に、その他不祥を含む部分を軽度と分類した。

身体障害者:「平成18年身体障害児・者実態調査結果」より、1・2級を重度、その他不明を含む部分を軽度と分類した。

精神障害者:「平成17年患者調査」と「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」より、年齢階層別精神障害者数を1級を重度としその他を軽度と分類した。

人口(20~64歳総人口):総務省人口推計総人口



## 平成21年度 障害者白書より (図表2-1 障害者数)

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.8万人	9.3万人	0.5万人
	18歳以上	356.4万人	348.3万人	8.1万人
	合計	366.3万人(29人)	357.6万人(28人)	8.7万人(1人)
知的障害児・者	18歳未満	12.5万人	11.7万人	0.8万人
	18歳以上	41.0万人	29.0万人	12.0万人
	年齢不詳	1.2万人	1.2万人	0.0万人
	合計	54.7万人(4人)	41.9万人(3人)	12.8万人(1人)
精神障害者	20歳未満	16.4万人	16.1万人	0.3万人
	20歳以上	285.8万人	250.8万人	35.0万人
	年齢不詳	0.6万人	0.5万人	0.1万人
	合計	302.8万人(24人)	267.5万人(21人)	35.3万人(3人)

注1:( )内数字は、総人口1,000人あたりの人数(平成17年国勢調査人口による)。

注2:精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。

注3:身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

# Employment Outlook 2009, OECD

## 積極的労働市場政策費用が大きい順 対GDP比率

	保護雇用とリハビリテーション	5.1 保護雇用	5.2 リハビリテーション	公的雇用支出合計	積極的労働市場政策	PES(公的雇用サービス)を除く	消極的労働市場政策
デンマーク	0.51	0.27	0.24	3.92	1.58	1.26	2.34
オランダ	0.53	0.43	-	3.31	1.30	0.82	2.01
スウェーデン	0.21	0.18	0.02	2.46	1.29	1.07	1.17
ベルギー	0.12	0.09	-	3.52	1.19	0.97	2.33
フランス	0.07	0.07	-	2.48	0.89	0.66	1.58
フィンランド	0.10	0.02	0.08	2.79	0.89	0.71	1.90
ドイツ	0.12	0.01	0.11	3.23	0.88	0.59	2.34
スペイン	0.02	0.02	-	2.22	0.78	0.65	1.45
スイス	0.24	0.24	-	1.66	0.75	0.62	0.91
ノルウェー	0.14	0.12	0.03	1.45	0.74	0.62	0.72
ポルトガル	0.04	-	0.04	2.01	0.69	0.52	1.32
アイルランド	0.01	0.01	-	1.46	0.63	0.51	0.83
オーストリア	0.04	0.04	-	2.14	0.63	0.46	1.51
アメリカ	0.09	0.06	0.02	1.59	0.62	0.44	0.96
イタリア	-	-	-	1.38	0.57	0.48	0.81
ルクセンブルク	0.01	0.01	-	1.15	0.50	0.45	0.65
トルコ	0.01	0.01	-	0.63	0.44	0.05	0.19
ポーランド	0.16	0.16	-	1.28	0.42	0.36	0.86
ニュージーランド	0.06	0.02	0.03	0.82	0.39	0.27	0.43
オーストラリア	0.05	0.04	0.01	0.94	0.38	0.17	0.56
スロバキア	0.01	0.01	-	0.61	0.34	0.17	0.27
カナダ	0.02	-	0.02	0.94	0.32	0.16	0.62
ハンガリー	-	-	-	0.69	0.30	0.20	0.39
日本	-	-	-	0.68	0.25	0.06	0.43
チェコ	0.03	0.03	-	0.49	0.25	0.12	0.24
イギリス	0.03	-	0.03	0.38	0.13	0.10	0.24
韓国	0.02	0.02	-	0.34	0.13	0.10	0.22
メキシコ	-	-	-	0.02	0.02	0.02	-

# 結論

- 日本の社会支出はOECD諸国30カ国中では20位だが、日本の障害支出は27位
- 障害者の定義が狭く、政策支出も限定
- 障害支出の他の支出たとえば「積極的雇用政策支出」も小さい

障害者の定義が広くなれば、さまざまなところに障害者の受け取る給付が広がる。

# 参考資料 & 文献

- 社会保障給付費 (国立社会保障・人口問題研究所)  
[http://www.ipss.go.jp/site-ad/index\\_Japanese/security.html](http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.html)
- 勝又幸子 「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ - 国際比較研究と費用統計比較からの考察 - 」季刊社会保障研究Vol.44No.2 2008年 (研究所のウェブからダウンロード可能)
- OECD SOCX Social Expenditure Database (社会支出)
- EUROSTAT ESSPROS (社会保護支出)